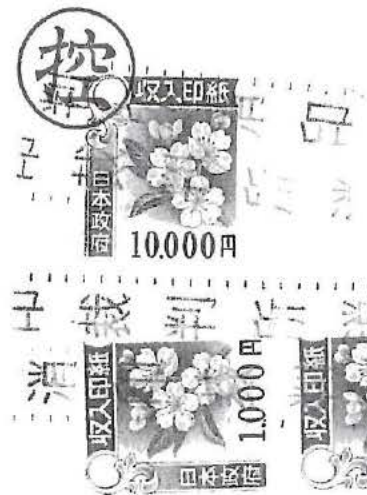


正 本

平成27年3月4日

訴 状



那覇地方裁判所 民事部 御中

原 告 国
代表者法務大臣 上 川 陽 子
原告指定代理人

〒810-8513 福岡市中央区舞鶴三丁目9番15号

福岡法務局訟務部

部 付 早 崎 裕 子
上 席 訟 務 官 緒 方 登 志 光
訟 務 官 仲 間 達 志

〒900-8544 那覇市樋川一丁目15番15号

那覇地方法務局訟務部門 (送達場所)

(電 話 098-854-1214)

(FAX 098-835-4622)

上 席 訟 務 官 上 田 義 之
訟 務 官 金 城 康 成
法 務 事 務 官 名 嘉 山 直 紀

〒904-0295 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290番地9

沖縄防衛局総務部

貼用印紙 13,000円
郵 券 一 円



訟務官 許田盛長

訟務専門官 瀧岡哲郎

沖縄防衛局総務部報道室

室長 児玉達哉

室長補佐 四井博章

審査係長 近江谷栄二

沖縄防衛局企画部地方調整課

訟務専門官 石澤司

沖縄防衛局管理部業務課

課長 渡井明男

課長補佐 仲間勝之

訟務専門官 長崎一美

沖縄防衛局管理部施設管理課

課長 森和久

課長補佐 比嘉秀秋

提供管理第2係長 与那嶺忠

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎一丁目2番2号

被 告 沖 縄 県

同代表者知事 翁 長 雄 志

処 分 行 政 庁 沖 縄 県 知 事

翁 長 雄 志

公文書開示決定取消請求事件

訴訟物の価格	160万円
貼用印紙類	1万3000円

第1 請求の趣旨

- 1 沖縄県知事が沖縄県情報公開条例に基づき平成27年2月19日付けで訴外開示請求者に対してした別紙文書目録1ないし4記載の公文書を開示するとの決定を取り消す
- 2 訴訟費用は被告の負担とする
との判決を求める。

第2 請求の原因

1 当事者等

本件は、処分行政庁である沖縄県知事が、沖縄県情報公開条例（以下「本件条例」という。甲第1号証）に基づき平成27年2月19日付けで訴外開示請求者に対して、原告に関する情報が記録されている別紙文書目録1ないし4記載の公文書（以下「本件各文書」という。）を開示するとの決定（以下「本件開示決定」という。）をしたことから、原告が、被告に対し、その取消しを求める事案である。

原告は、沖縄県国頭郡東村及び国頭村に所在するFAC6001北部訓練場の土地（以下「本件土地」という。）を所有し、米国政府に対して、在日米軍基地として使用を許可している。

沖縄県知事は、本件開示決定の処分行政庁であり、被告は、沖縄県知事が所属する地方公共団体である。

2 本件各文書の作成経緯及び記載内容

(1) 本件各文書の作成経緯

「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」(昭和35年条約第7号。以下「日米地位協定」という。甲第2号証)2条1項(a)に基づいて、米国政府は、日本国内の施設及び区域の使用が許されている。

個々の施設及び区域に関する協定は、日米地位協定25条に定める合同委員会を通じて日米両政府が締結しているところ、合衆国軍隊(以下「米軍」という。)が施設及び区域を一時的に使用していないときは、同協定2条4項(a)に基づき、日本国政府は、臨時にそのような施設及び区域を自ら使用し、又は日本国民に使用させることができる。

沖縄県知事は、本件土地の一部について、沖縄県道名護国頭線の一部用地として使用するため、昭和53年10月9日、原告に対し、日米地位協定2条4項(a)に基づく共同使用の申請をし、平成2年9月27日、合同委員会において共同使用が合意された(甲第3号証)。

(2) 本件各文書の記載内容

本件各文書は、①昭和58年8月18日付け施設特別委員会合衆国側代表合衆国海兵隊大佐作成に係る施設特別委員会メモ「FAC6001北部訓練場の土地の一部共同使用について」と題する文書であり、当該共同使用に当たり、合衆国軍隊から提案のあった使用条件を原告の機関である那覇防衛施設局長(当時)から沖縄森林管理署長を経て沖縄県に照会した昭和58年2月15日付けの通知の一部(別紙物件目録記載3(英文)及び4(その仮訳)記載の文書。以下、それぞれ「本件文書3」、「本件文書4」という。)、及び②平成2年12月1日付け当該使用条件に基づき在沖米海兵隊施設技術部長、沖縄県知事及び那覇防衛施設局施設部長との間で締結した共同使用に係

る協定書（別紙物件目録記載1（英文）及び2（その仮訳）記載の文書。以下、それぞれ「本件文書1」、「本件文書2」という。）であり、いずれも日米地位協定の実施に関して日米間で協議する合同委員会議事録の一部を構成している文書である。

本件各文書には、当該共同使用に関し、米国の権限に関することや共同使用の終了に関することを含め、当該共同使用に関する条件が記載されている。

3 本件開示決定に至る事実経過

平成27年1月6日、本件各文書について、訴外開示請求者から、沖縄県知事に対し、本件条例6条1項に基づく開示請求（以下「本件開示請求」という。）がされた。

同月9日、沖縄県知事は、本件各文書に原告に関する情報が記録されているとし、本件条例16条1項に基づくとして、沖縄防衛局長に対し、同日付け「公文書の開示に係る意見照会書」（土管第1311号）を發出した（甲第4号証）。なお、当初の意見照会の期限は同月23日であったが、後に同年2月4日に変更された（甲第5号証）。

沖縄防衛局長は、本件各文書が合同委員会議事録の一部を構成している文書であり、かかる文書については、日米双方の合意がない限り公表されないことが日米間で合意されており、米国政府の同意なしに公開されない文書であることから、在日米軍に対し、意向を確認したところ、米国政府は、平成27年2月18日、本件各文書の公開に同意しない旨回答した。沖縄防衛局長は、その回答を得た上で（甲第6号証の1・英文及び2・仮訳）、同日、沖縄県知事に対し、同日付け「公文書の開示に係る意見書」（沖防第716号）を發出し、本件各文書について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）5条3号に該当し、本件条例7条1号に該当するとして、全部不開示相当との意見を通知した（甲第7号証）。

沖縄県知事は、平成27年2月19日付けで、本件各文書につき、本件条例

7条に規定する不開示情報及び情報公開法5条3号に該当しないとして、本件
開示決定をした（甲第8号証）。

本件各文書は、同年3月6日午前9時、沖縄県知事が、訴外開示請求者に対
し、開示することとされている。

4 本件開示決定が違法であること

(1) 本件条例7条1号及び情報公開法5条3号所定の趣旨等

ア 本件条例7条1号の趣旨等

本件条例7条1号は、「法令又は条例（以下「法令等」という。）の規
定により、公にすることができないと認められる情報」を不開示情報とし
ている。これは、条例は、法令に違反しない限りにおいて制定することが
できるものである（地方自治法14条1項）とされているため、法令の規
定により開示することができないとされている情報は、本件条例において
も不開示とする趣旨である（甲第9号証）。

イ 情報公開法5条3号の趣旨等

情報公開法5条3号は、「公にすることにより、国の安全が害されるお
それ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若
しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認
めることにつき相当の理由がある情報」を不開示情報としている。これは、
我が国の安全、他国等との信頼関係及び我が国の国際交渉上の利益を確保
することは、国民全体の基本的な利益を擁護するために政府に課された重
要な責務であり、これらの利益は十分に保護する必要があることから定め
られたものである（総務省行政管理局編・詳解情報公開法60ページ）。

「他国若しくは国際関係との信頼関係が損なわれるおそれ」とは、「他
国若しくは国際機関」との間で、相互の信頼に基づき保たれている正常な
関係に支障を及ぼすようなおそれをいい、同号所定の情報は、①他国等よ
り公開を前提とせず提供された情報、②公にすることにより、他国等に不

当に不利益を与えることとなる情報，③公にすることにより，直接特定の不利益を与えなくとも他国等との取決め又は国際慣行に反することとなる，他国等の意思に一方的に反することとなる情報，④公にすると我が国との関係に悪影響を及ぼすおそれがある情報などが該当する（前掲詳解情報公開法61ページ，高橋滋ほか・条解行政情報関連三法317ページ）。

また、「行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」とは，公にすることにより，国の安全が害されるおそれ，他国等との信頼関係が損なわれるおそれ又は国際交渉上不利益を被るおそれがある情報については，一般の行政運営に関する情報とは異なり，その性質上，開示・不開示の判断に高度の政策的判断を伴うこと，我が国の安全保障上又は対外関係上の将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから，行政機関の長の第一次的な判断を尊重する趣旨である（前掲詳解情報公開法62ページ）。

ウ 米国の信頼関係が損なわれるおそれがあると沖縄防衛局長が認めることにつき相当の理由があること

本件各文書は，日米地位協定の実施に関して日米間で協議する合同委員会の議事録の一部を構成している文書であり，合同委員会合意は，日米地位協定の実施の細則を定めるものとして日米両政府を拘束する取決めである。このような合同委員会の意見や協議の内容及びそれが記録された文書については，日米双方の合意がない限り公表されないことが日米間で合意されており，米国政府の同意なしに公開されないことを前提とした文書である（甲第10号証の1・英文及び2・仮訳）。

すなわち，合同委員会は，日米地位協定25条1項に基づき，同協定の実施に関して相互間の協議を必要とする全ての事項に関する日本国政府と米国政府との間の協議機関として設置されたものであり，合同委員会では，これらの事項に関して，忌憚のない協議や意見交換を行なっている。かか

る協議によって、米軍をめぐる諸問題に日米両政府が迅速かつ効果的に対応することが可能となっており、協議の非公開は米軍の我が国での安定的駐留と円滑な活動を確保する上で極めて重要な要素となっている。米軍をめぐる諸問題は、その性質上、日米両国の国家全体としての利害のみならず、米軍の地域社会の利害、日本国内の諸勢力の利害など様々な利害が絡み合っているところ、公表を前提とした協議ではこのような複雑な利害関係の調整を図ることは極めて困難である。

このような事情から、合同委員会の意見や協議の内容及びそれが記録された文書については、日米双方の合意がない限り公表されないことが日米間で合意されているのである（甲第11号証）。

本件各文書の具体的な内容について見ても、いずれも、日本政府、米国政府及び沖縄県間での、沖縄県に所在する東アジアの重要な防衛拠点である米軍基地の施設区域内の土地の県道としての共同使用に関する契約条件を含むものであるとともに、そのうち、本件文書3、4は、当該条件として米国側が要望した事項であり、当該使用の終了に係る条件という重要な事項が記載されており、このような契約の詳細な内容を相手方政府の同意なく明らかにすることは、日本政府はもとより、米国政府においても、予定するところではない。

このような理由から、本件各文書については、開示の可否に係る沖縄防衛局長からの照会に対し、合衆国軍隊から開示に支障があるとの回答があったところであり（甲第6号証）、仮に本件各文書が開示されることになれば、米国政府の意思に一方的に反することとなる（甲第12号証の1・英文及び2・仮訳。甲第13号証5ページ）。

そして、秘密保持を適切に行うことは、当該他国との信頼関係を維持継続する上で不可欠の前提条件であるところ、米国政府の上記要求に反して、我が国や我が国の地方自治体である被告から、本件各文書に係る情報が漫

然と開示されれば、我が国と米国政府との信頼関係が損なわれることは明らかである。

エ 小括

以上のとおり、沖縄防衛局長が本件各文書を開示することによって他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると判断することには相応の根拠があり、この判断が社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえないものであるから、本件各文書に係る情報は情報公開法5条3号の不開示情報に該当し、これを開示することは本件条例7条1号にいう「法令」の一つである情報公開法5条3号の規定に反するから、当該情報は本件条例7条1号の不開示情報に該当する。

(2) 本件条例7条7号の不開示情報に該当すること

ア 本件条例7条7号の規定

本件条例7条7号は、「国（中略）が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次（引用者注：同号イないしホ）に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報としている。

本件条例7条7号イは、「交渉（中略）に係る事務に関し、（中略）国（中略）の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがある情報を不開示情報としている。

イ 本件条例7条7号イ又は柱書きに規定する不開示情報に該当すること

(7) 本件各文書は、前記のとおり、日米双方の合意がない限り公表されないことが日米間で合意され、公にしないことを前提とした日米地位協定の実施に関して日米間で協議する合同委員会議事録の一部であり、米国政府もこれを開示しないことを強く要求しているものであり、仮に本件各文書が我が国や我が国の地方自治体から開示されることになれば、米国の信頼を損なうこととなる。

また、前記のとおり、合同委員会では、日米地位協定の実施に関し協議を必要とする全ての事項に関して、非公開を前提として、忌憚のない協議や意見交換を行ない、複雑な利害関係の調整を図っている。日米地位協定2条4項(a)に基づく共同使用に当たって不可欠な合衆国軍隊の理解と協力もこの調整によるものであるが、このような協議内容が公開されることとなれば、かかる調整が極めて困難となるのである。

(イ) 本件各文書は、原告の所有する北部訓練場（本件土地）についての在日米軍及び沖縄県との共同使用に関する文書であり、本件各文書が開示されると、米国との信頼関係が損なわれ、公表を前提としない日米間の忌憚のない協議を行えなくなる。その結果、米軍の理解と協力が得られなくなれば、日米地位協定に基づき原告が行う在日米軍基地の共同使用に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(ウ) また、嘉手納飛行場以南の施設及び区域の返還については、平成25年4月の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」の公表以来、まずは「必要な手続の完了後に速やかに返還可能」となる4区域（牧港補給地区（北側進入路）、牧港補給地区（第5ゲート付近）、西普天間住宅地区、キャンプ瑞慶覧の倉庫地区の一部）を中心に早期返還に向けて取り組み、全ての区域について、日米間の返還合意、あるいは実際の返還が行われた（甲第14号証）。

返還合意がされた区域のうち、西普天間住宅地区は、跡地利用を円滑に進めるため、地元から掘削を伴う埋蔵文化財調査を早急に実施したいとの要望があり、平成26年6月24日に日米地位協定2条4項(a)に基づく共同使用することについて合同委員会で合意し（甲第15号証）、また、キャンプ瑞慶覧の倉庫地区の一部については、地元から隣接する白比川の洪水被害の防止のため、早急に河川工事を行いたいとの要望があり、平成25年9月19日の当該施設及び区域の返還に合せて河川改

修に必要な区域の共同使用が合同委員会で合意されたところである（甲第16号証）。

このほか、地方公共団体等が実施する工事等に当たって共同使用する例も少なからず存在するが（甲第17号証・番号8の件）、これも、対象地の所有者又は賃借人である原告が契約当事者となって、米国政府から、地方公共団体等による共同使用を認めさせるべく交渉を主体的に行って、合同委員会における協議の一環として三者間の合意を成立させている（甲第13号証7ページ）。

そうすると、上記(ア)のとおり、本件各文書が開示されることによって我が国の信頼が損なわれるとともに、日米地位協定第2条4項(a)に基づく共同使用に当たって不可欠な米軍の理解と協力のためにこれまで我が国が行ってきた調整も今後は極めて困難となる結果、上記に例として挙げた各合意を成立させ得なくなったり、これまでと同様の合意を成立させ得なくなったりするおそれがある。仮に、同様の合意を成立させ得るとしても、その成立が円滑かつ適切に行い得なくなったりするおそれがある。そのため、上記開示により、現在進行中又は将来行われる米国との信頼関係、忌憚のない協議等に基づいて行う在日米軍基地の共同使用に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは明らかである（甲第13号証7、8ページ）。

(イ) 以上のとおり、本件各文書に係る情報は、これを開示すると、原告の米国政府との在日米軍基地の共同使用に関する交渉に係る事務に関し、原告の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあり、また、原告が行う在日米軍基地の共同使用に係る事務の適正な遂行に支障を来すおそれがあるから、本件条例7条7号イ又は柱書きに該当するといふべきである。

(3) 小括

以上のとおり、本件各文書に係る情報は、本件条例7条1号及び情報公開法5条3号、並びに本件条例7条7号の不開示情報に該当するから、これを開示する旨の本件開示決定は違法である。

第3 結語

よって、本件開示決定は違法であり、原告は、同決定の取消しを求める。

証 拠 方 法

証拠説明書記載のとおり

附 属 書 類

1	訴状副本	1通
2	証拠説明書	1通
3	甲号証の写し	各1通
4	指 定 書	2通

文 書 目 録

- 1 平成2年(1990年)12月1日付「FAC6001 北部訓練場における沖縄県による在日合衆国軍施設の共同使用に係る協定書」(英文)
- 2 平成2年(1990年)12月1日付「FAC6001 北部訓練場における沖縄県による在日合衆国軍施設の共同使用に係る協定書」(仮訳)
- 3 1981年(昭和56年)8月18日付施設特別委員会メモ「FAC6001 北部訓練場の土地の一部共同使用について」(英文)
- 4 1981年(昭和56年)8月18日付施設特別委員会メモ「FAC6001 北部訓練場の土地の一部共同使用について」(仮訳)